

中野区地域公共交通サービス実証実験  
運行事業者募集要領

令和4年（2022年）2月

中 野 区

## 1 募集目的

本要領は、若宮・大和町地域における中野区地域公共交通サービスの実証実験（以下「本事業」という。）に向け、事業者から本事業に関する企画提案を受け、総合的に厳正かつ公平に審議した上で、本事業の運行事業者を選定することを目的とする。

## 2 地域公共交通サービス実証実験の趣旨

区は、これまで区民の移動利便性の向上及び移動手段の改善に向け、高齢者にとって鉄道駅やバス停留所までの距離が遠い地域が存在する若宮・大和町地域において、地域公共交通サービスの検討を進めてきた。

令和3年度は、若宮・大和町地域において「新たな公共交通サービスに関するアンケート調査」（調査結果は資料1参照）を実施し、当該地域住民の外出状況や地域公共交通サービスの利用意向等を把握するとともに、住民で構成される地域公共交通勉強会を開催し、本事業に向けた検討を進めている。また、地域公共交通サービスの検討内容については、学識経験者や交通事業者等で構成される中野区交通政策推進協議会においても関係者調整を図っており、このような検討体制（図1参照）を活用しながら今後も実証実験の実施及び検証を進めていくこととしている。

こうしたことから、令和4年度は地域公共交通サービス導入の効果や課題等を把握するため、若宮・大和町地域において実施したアンケート調査結果や地域公共交通勉強会における検討内容を踏まえ、本事業を実施する。

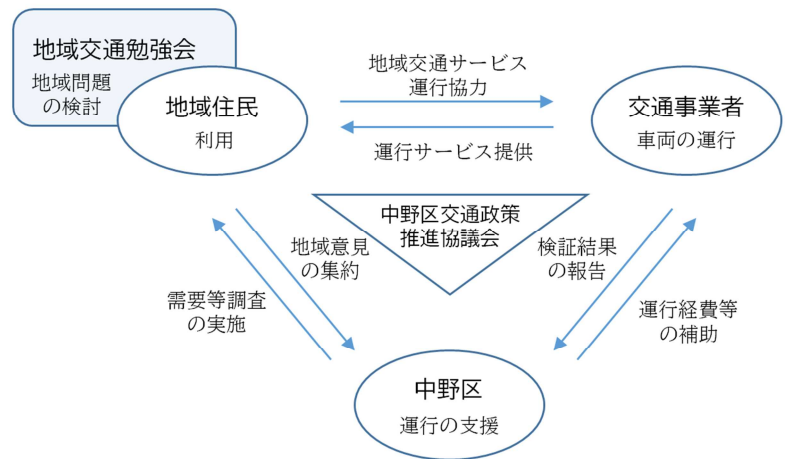


図1 関係者の役割イメージ

## 3 本事業の運行範囲

本事業の運行範囲は、若宮・大和町地域とする。具体的には交通状況を鑑み、区境・鉄道（西武新宿線）・幹線道路（早稲田通り・環状七号線・中杉通り）に囲まれた図2の範囲を原則として提案を行うものとする。

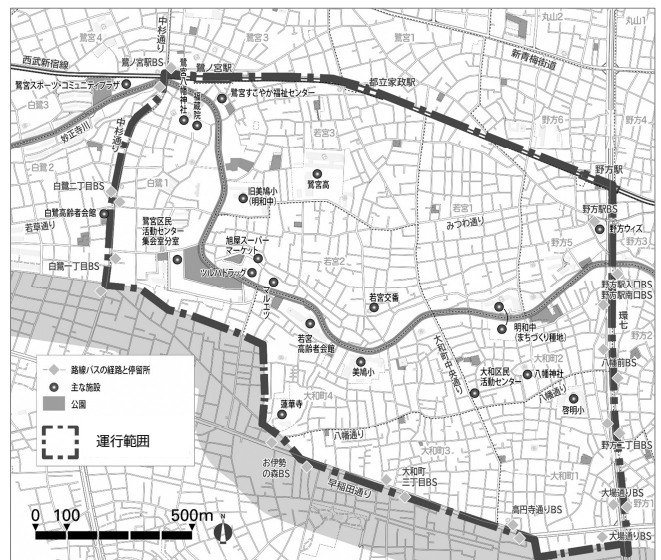


図2 本事業の運行範囲（原則）

#### 4 業務内容及び期間（詳細は、別紙仕様書のとおり）

##### （１）業務内容

- ア 実証実験の運行計画作成・関係機関等との調整
- イ 地域公共交通サービスの運行業務
- ウ 運賃徴収業務
- エ 車両の確保及び整備点検業務
- オ 運賃収入や乗降人員などの報告業務
- カ 緊急時の処理業務
- キ 停留所標識等の設置及び維持管理業務
- ク その他

##### （２）期間

業務に従事する期間は、事業者決定の日から令和5年3月31日までとする。

運行期間は、令和4年10月当初から令和5年3月中旬頃までの6か月程度を基本とするが、運行に関する関係者調整等が必要となるため、詳細は事業者決定後に協議により定める。

#### 5 参加資格要件

次に掲げる資格要件を全て満たすこと。

- （１）道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項の許可を受けているもの。
- （２）公共交通に関する運行実績が過去5年度以内にある事業者であること。
- （３）会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続きの適用を受けている者又は申請をしている者でないこと。
- （４）地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する一般競争入札に参加できない者でないこと。
- （５）中野区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年8月31日要綱第148号）第3条の入札参加除外措置を受けていないこと。
- （６）本事業を適切かつ確実に遂行できる資力等を有する者で、以下の全ての要件を満たす者であること。
  - ア 経常損益：直近3期連続で赤字となっていないこと。
  - イ 自己資本：直近3期連続で債務超過となっていないこと。

#### 6 スケジュール

項目	期限等
募集要領の公表	令和4年 2月 3日（木）
参加申込書提出・質問受付期限	令和4年 2月15日（火）
質問に対する回答	令和4年 2月22日（火）
企画提案書提出期限	令和4年 3月14日（月）
ヒアリングの実施	令和4年 3月23日（水）
選定結果通知予定日	令和4年 3月末

## 7 参加申込方法

本事業の運行事業者募集に参加を希望する事業者は、次に定めるところにより提出書類を作成し、参加申込みを行うものとする。

### (1) 提出書類

	提出書類	書式	部数	提出期限
参加申込書等	参加申込書	様式第1号	1部	令和4年2月15日
	事業者申告書	様式第2号		
	質問書（質問等がある場合のみ）	様式第3号		
企画提案書	企画提案書（表紙のみ様式指定）	様式第4号	7部	令和4年3月14日

#### 注1) 指定様式の配布方法

様式第1～4号については、「中野区ホームページ」に掲載する書式をダウンロードしたものを使用すること。

#### 注2) 企画提案書に関する注意事項

- ・企画提案書は、表紙のみ様式4を使用し、本文は任意の様式で構成は自由とするが、「8 企画提案の項目」に掲げる内容については必ず記載し、ファイル等で綴じるとともに、インデックスを付け、分かりやすい資料とすること。
- ・中野区区政情報の公開に関する条例に基づき、情報公開請求の対象になることがあるため、本文に個人情報（応募者の情報も含む）が特定又は類推できるような記載をしないこと。また、固有名詞などの記載や個人等を識別できるような写真の掲載は控えること。

#### 注3) 質問への回答方法

令和4年2月22日（火）までに、参加申込書を期日までに提出した事業者に対し質問及び回答を電子メールにて提供する。

### (2) 提出期限・提出先

#### ア 参加申込書等

申込期限：令和4年2月15日（火）

提出先：電子メールにて以下のメールアドレス宛てに送付すること。また、企画提案書の作成にあたり質問等がある場合には、質問書（様式3）も併せて提出すること。なお、参加申込書（様式1）の原本は企画提案書提出の際に同封するものとする。

送付先メールアドレス [kotuseisaku@city.tokyo-nakano.lg.jp](mailto:kotuseisaku@city.tokyo-nakano.lg.jp)

件名「地域公共交通サービス実証実験運行事業者募集参加申込書提出（事業者名）」

#### イ 企画提案書

申込期限：令和4年3月14日（月）

提出先：中野区都市基盤部交通政策課交通政策係（中野区役所8階16番窓口）へ持参（土曜日・日曜日・祝日を除く日の午前8時30分から午後5時まで）又は簡易書留にて郵送すること。

## 8 企画提案の項目（詳細は、【様式第4号】企画提案書（本文）のとおり）

### （1）実証実験に係る運行内容に関する事項

運行計画については、資料1「新たな公共交通サービスに関するアンケート調査」及び資料2「地域公共交通勉強会検討報告書」を踏まえ、交通事業者としての実績や知見に基づく企画提案を行うこと。

ア 運行形態

イ 運行時間帯・運行間隔

ウ 運賃・支払い方法

エ 運行車両

オ 運行ルート・停留所

カ 環境への配慮

### （2）事業の経済性に関する事項

### （3）事業の運営に関する事項

## 9 運行補助について

運行経費等（人件費、燃料油脂費、車両修繕費、その他運送費等）から運賃等の収入を除いた額については、予算の範囲内で区が補助を行う。また、実証実験期間中の車両リース経費についても補助対象とするが、車両購入費に関しては補助対象外とする。

なお、本事業は令和4年度一般会計予算（案）に計上される予定であり、議会の議決を得られることを条件として事業計画を定め、事業者選定を進めている。このため、議会の議決を得られない場合は本事業の遂行はできなくなり、補助を行わない場合がある。

（参考）

資料2「地域交通勉強会検討報告書」の運行計画案を基に6か月間運行した場合、運行経費等から運賃等の収入を除いた額は約1,100万円と想定している。実際の運行による結果と異なる場合がある。

## 10 選定方法及び協定の締結等

### （1）選定方法

庁内に設置した事業者選定委員会において、事業者から企画提案を受け、書類審査及びヒアリングを実施し、区の評価基準に基づき協定締結の優先順位を決定する。

### （2）ヒアリング

日時及び場所：令和4年3月23日（水） 中野区役所 ※詳細は別途通知する。

出席者：本業務担当予定者（主たる担当者を含む3名以内）

### （3）審査結果の通知

ヒアリングを実施した事業者に対し、令和4年3月末以降に個別の結果を書面で通知する。

### （4）事業者の決定

協定締結の優先順位第1位の事業者を中野区との協定締結候補者とする。当該事業者の辞退等の理由により協定が締結できない場合は、次順位者を協定締結候補者とする。

### （5）基本協定の締結

選定した協定締結候補者と中野区の間で、事業推進に関する基本協定を締結する。協定を締結することにより運行事業者として決定する。なお、選定した協定締結候補者が協定の締結までに参加

資格要件やその他応募の条件に抵触した場合の他、協定の協議が整わなかった場合においては、次点候補を協定締結候補者とする。

#### (6) 協定の内容

協定には、下記の事項等を規定する予定である。なお、条項や内容については、双方の協議により定める。

- ア 本事業に関する基本的事項
- イ 役割分担（運行事業者の業務の詳細は仕様書のとおり）
- ウ 費用負担
- エ その他

### 1 1 留意事項

- (1) 企画提案に必要な経費は、各参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類の取扱いは、以下のとおりとする。
  - ア 提出期限後の提出書類の差替え又は再提出は、原則として認めない。
  - イ 受理後の提出書類の返還はしない。
  - ウ 区は、本事業者選定以外の目的で提出書類の使用又は公表をしない。ただし、中野区区政情報の公開に関する条例の規定に基づき公開対象となることがある。
  - エ 区は、本事業者選定に必要な範囲内で提出書類を複写することがある。
- (3) 本事業者選定において、その公正な執行を妨げた者、虚偽の提案等を行った者、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得ようとした参加事業者は失格とする。
- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、当該参加事業者が負うものとする。
- (5) 提出された書類に重大な不備又は虚偽の記載があった場合は、参加そのものを無効とする。

### 1 2 書類等提出先・問い合わせ先

〒164-8501 東京都中野区中野4丁目8番1号（中野区役所8階16番窓口）

中野区都市基盤部交通政策課交通政策係 太田・藤井

電話番号：03-3228-5819（直通）

ファクス：03-3228-5675

電子メールアドレス：[kotuseisaku@city.tokyo-nakano.lg.jp](mailto:kotuseisaku@city.tokyo-nakano.lg.jp)